

ばね論文集投稿規程(改定)

第1条 (目的)

この規程は、日本ばね学会(以下、当学会という)会則第3条4項に基づき発行するばね論文集への投稿に関する事項について定める。

第2条 (投稿資格)

投稿者は、当学会の会員に限る。ただし、ばね論文集編集委員会(以下 編集委員会という)が認めた者にあつては、その限りではない。なお、著者として会員外の共同研究者を含むことは差し支えない。

第3条 (著作権)

ばね論文集に掲載された論文及び共同研究報告についての著作権は、当学会に属する。

第4条 (投稿原稿)

投稿原稿の種類は、論文、共同研究報告及び編集委員会が指定したものとする。原稿の作成の細目は「ばね論文集執筆要領」に定める。

1) 論文

論文は、ばねに関連する学問上及び技術上の最近の成果をまとめたものとし、原則として、その内容が未発表のものであって、当学会の講演会において発表した研究成果を主体としてまとめたものとする。なお、未発表のものとは、類似の内容が当学会の受理日以前に国内外の公刊出版物に投稿又は掲載されていないものをいう。原稿(図、写真及び表を含む)の長さは、原則として刷上り10頁以内とする。

2) 共同研究報告

共同研究報告は、当学会における各種委員会の研究及び調査などをまとめたものとする。なお、原稿(図、写真及び表を含む)の長さは制限しない。

第5条 (投稿の手続き)

1 提出する書類は、以下に示す 1)～3)とする。また 3)に代えて、本文と図表を分離した原稿も可とする。

1) [原稿表紙](#)

2) 抄録(英文と和文)

3) [当学会テンプレート](#)使用による図表入り原稿

2 提出は、各書類のコピー2部を当学会事務局宛に郵送する。なお、Eメールによる電子版の送付で代替することもできるが、その場合は、書換え不可あるいはキーワード付電子版とすることを推奨する。

第6条 (審査)

1 論文は、「論文査読に関する内規」に基づき査読審査し、編集委員会が掲載の可否を決定する。審査の結果、著者に原稿内容の修正、加筆あるいは削除を求められることがある。

2 編集委員会の定める期限内に、修正、加筆あるいは削除を求められた原稿が再提出されない場合、その原稿は取り下げとみなされることがある。

第7条（校正）

著者による校正は1回行う。この際、印刷上の誤り以外の修正、加筆及び削除は原則として認めない。

第8条（投稿から掲載までの流れ概要）

投稿から掲載までの概略の流れを付図1に示す。

第9条（掲載論文、共同研究報告の別刷り）

- 1 ばね論文集に掲載された論文及び共同研究報告については、無償の別刷り（論文又は共同研究報告単位の印刷）を、論文1編につき10部、共同研究報告1編については50部提供する。
- 2 無償の部数を超える分については、要求により、有償で提供する。

附則

本規程は2015年10月2日より実施する。

沿革

1973年 制定

1982年6月23日 改定

1984年5月11日 改定

1991年5月20日 改定

1997年5月14日 改定

2004年3月17日 改定

2006年4月3日 改定

2007年3月9日 改定

2012年3月15日 改定

2015年8月17日 改定